

ひたちなか市教育委員会会議録

令和4年 第5回 ひたちなか市教育委員会 3月臨時会 会議録					
令和4年3月29日(火)		開会 午後3時30分		閉会 午後5時10分	
○場 所	市役所第3分庁舎 防災会議室2				
○出席委員	教育長 野沢 恵子	委 員 西野 信弘	委 員 朝日 淳子	委 員 岡本 修	委 員 佐藤 達
○欠席委員					
○会議に出席した構成員	補 職 名			氏 名	出・欠
	教育次長			湯浅 博人	出席
	参事(教育担当)			大内 保広	欠席
	総務課長			一木 宙	出席
	参事兼指導課長			高橋 重樹	出席
	技正兼施設整備課長			澤島 恵一	欠席
	学務課長			根本 光恵	出席
	学務課副参事兼保健給食室長			千葉 美恵子	出席
	青少年課長			川上 篤	欠席
	中央図書館長			大和田 千鶴子	欠席
○事務局員	総務課係長			二川 和久	出席
	総務課主事			山崎 佑太	出席
1 議案審議等	議案第6号	ひたちなか市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第7号	ひたちなか市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する告示制定について【公開】			
	議案第8号	ひたちなか市教育委員会事務局処務規定等の一部を改正する訓令制定について【公開】			
	議案第9号	ひたちなか市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第10号	ひたちなか市児童生徒等の就学等に関する規則の一部を改正する規則制定について【公開】			
	議案第11号	ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について【非公開】			
	議案第12号	ひたちなか市立の学校の学校医等の委嘱について【非公開】			

令和4年第5回ひたちなか市
教育委員会3月臨時会会議録

開会 15:30

教 育 長 (あいさつ、開会の宣言)

議案第6号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則制定について

議案第7号 ひたちなか市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部を改正する告示制定について

議案第8号 ひたちなか市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する訓令制定について

事 務 局 事務局より、議案第6号から議案第8号まで、まとめてご説明いたします。2月定例会におきまして、令和4年度の組織・機構改変について教育次長よりご説明をさせていただきました。その中で、公共施設マネジメント推進のための改変と、教育委員会の新規業務となる学校給食の公会計化推進、その2つを主な目的といたしまして、施設整備課の廃止、保健給食課の設置等の組織改編を行うこととなりました。これにより、課の名称や事務について定める教育委員会規則や教育委員会告示等を改正しようとするものでございます。まず、議案第6号の10ページをご覧ください。新旧対象表の4ページになります。今般の組織・機構改編を受けまして、教育委員会規則は、4本を改正いたします。その中でも中心となるのが、教育委員会事務局組織規則になります。こちらは、教育委員会事務局の組織について、課の設置等を定めているものになります。あわせて、その課がどのような事務を掌るかを定めています。新旧対照表の左側が現在のものになります。施設整備課は廃止ということで、今まで施設整備課が行っていた事務のうち学校の建設等の大きなものに関しては、今後市長部局に設けられる資産経営課の営繕係に引き継ぎます。新旧表の右側を見ていただきますと、学務課を改称した学校管理課という新しい課に施設係を設けまして、施設整備課から引き続き教育委員会で担当する事務について定めるものであります。簡単に説明しますと、学校施設の整備の計画について、今後どのように進めていくかというところは教育委員会で担当して、実際の設計については市長部局で行うということになります。施設係の「2 学校施設の維持補修に関すること」といたしまして、日々の簡単な修繕については、引き続き教育委員会で施設

係が担当します。その他3から6までを施設係で行うこととなります。また、この学校管理課につきましては、今までの学務課からの改称という形になりますので、学務課の事務も引き継ぐこととなります。今まで学務課の下にありました保健給食室は、新たに保健給食課になりまして、今後は課として業務を行うこととなります。教育委員会には文化財室と保健給食室の2室がございますが、令和4年度からは、総務課にある文化財室の1室のみとなります。残りの規則3本につきましては、児童就学等の規則、学区審議会の規則、学校給食を作る共同調理場の設置の規則になります。こちらにつきましては、課の名称が変更になることに伴う改正等がございます。なお、議案の4ページに教育委員会事務局の事務の一覧がありますので、後程ご確認いただければと思います。

続いて、議案第7号ですが、子ども読書活動推進会議設置要綱といたしまして、中央図書館が所管しております。こちらにつきましては、課の名称や教育次長から教育部長へと職名を改正することとなりましたので、それに伴って改正するものになります。

最後に、議案第8号 ひたちなか市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する訓令制定についてです。訓令というものは、教育委員会が所属職員に対して命令をするという内容のものになります。大きなものとしたしましては、12ページの新旧対照表にあるひたちなか市教育委員会事務決裁規程になります。事務決裁規程とは、事務を行うに当たり、誰が最終決定権者であるか等について定めているものになります。第9条では、今般、教育次長を教育部長へ変更することに伴う改正を行います。また、第5条の第4項、教育部長に改称することに併せまして、教育委員会の事務が今後多くなり、決裁が増える場合に担当の副部長を置くということも想定して、副部長が決裁するものの規定を置くものがございます。議案の15ページは、決裁の責任者を定めている表になります。左には施設整備課がありますが、こちらは課が無くなるため削除となります。学務課は学校管理課へ改称となり、学務課が学校管理課と保健給食課に分かれることとなりますので、それぞれ分類して規定を定めているものになります。訓令の残りは、主に字句の改正になります。簡単ではございますが、説明は以上です。

【質疑、意見等】

特になし

*議案第6号 ひたちなか市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則制定について、議案第7号 ひたちなか市子ども読書活動推進会議設置要綱の一部

を改正する告示制定について、議案第8号 ひたちなか市教育委員会事務局処務規程等の一部を改正する訓令制定についての3件は、全員一致で可決されました。

議案第9号 ひたちなか市立学校管理規則の一部を改正する規則制定について

指導課長 学校管理規則の学期制について、まず私からご説明させていただきます。令和3年度は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の対策に取り組みながら、授業時数を確保し、子供たちの学びの機会を保障するため、特例として前期・後期の2学期制をとってまいりました。リモート対応や学級閉鎖、学校行事の延期、学習評価の積み重ねによる前・後期での通知表の作成等、現在のところ大きな混乱も無く、学校の教育活動を継続できたと考えております。この2年間を前・後期の2学期制で取り組み、その利点や改善点等を検討してきた結果、2学期制の導入は、学校行事等を長い学期の中に分散できることで児童生徒が学校行事や学習にじっくりと取り組むことに優れており、これまで多忙だった7月や12月の長期休業の直前まで教員がゆとりをもって児童生徒への学習や部活動の指導ができる等、効果が大きいとの結論に至りました。また、新型コロナウイルス感染症や台風等の非常変災等に対して柔軟な対応にも効果が期待でき、昨秋に行った保護者アンケートでも否定的なご意見は少なく、多くの賛同を得ていることから、令和4年度以降も2学期制を継続することとし、ひたちなか市立学校管理規則の特例として定めていた本規則の改正を行おうとするものです。併せて、関連する様式等の文言を改めようとするものです。詳しくは資料18ページの新旧対照表をご覧ください。左側旧の第2条の3学期制では、1学期を4月1日から7月31日まで、2学期を8月1日から12月31日まで、3学期を1月1日から3月31日までとしていたものを、2学期制とし、前期を4月1日から10月の第2月曜日まで、後期を10月の第2月曜日の翌日から翌年の3月31日までと定めます。このように日付をはっきりとしないのは、10月の第2月曜日が、スポーツの日のため、土曜日、日曜日、スポーツの日と3連休があるためです。年度によって日付は変わってしまいますが、この3連休を挟んで学期の区切りにとするため、このような表記になっています。この管理規則では、第6条により各校から教育課程の編成と実施状況を報告いただいております。19ページの様式が小学校になります。3番の授業時数及び時数の運用に第1学期、第2学期、第3学期と様式が定められておりましたので、前期、後期との表記に合わせる改正を行うものです。次ページ以降の中学校、義務教育学校の様式も同様の改正を行おうとするものです。学期制についての説明は以上になります。

学務課長 続きます。学校管理規則の一部改正のうち主幹教諭及び指導教諭の追加についてご説明いたします。こちらの改正理由は、茨城県におきまして、令和4年4月から主幹教諭及び指導教諭を配置できるよう関係条例が改正されたことに伴いまして、本市においても令和4年度から配置ができるよう、本規則に規定する学校の教職員の種別に主幹教諭及び指導教諭を加える改正を行おうとするものです。18ページの新旧対照表をご覧ください。第14条2項の副校長の次に主幹教諭、指導教諭を加える改正です。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【質疑、意見等】

朝日委員 第14条に「学校に、校長、教頭、教諭及び養護教諭並びに事務職員を置く。」とあり、2項に「学校に、副校長、主幹教諭、指導教諭」となっていますが2パターンの配置があるということでしょうか。

教育長 様々なパターンがあります。校長、教頭、教務主任のいわゆる三役がいる学校もあれば、児童生徒数が多い場合には、校長、副校長、教頭、教務主任といった配置の場合もあります。そして今回追加された主幹教諭がいる場合には、教務主任がいないため、校長、教頭、主幹教諭、教務等となったりします。

朝日委員 学校の規模によって変わるのでしょうか。

教育長 学校の規模や状況に応じます。人数や必要に応じて、副校長、教頭となることや、教頭が2名となる等、学校の要望等にも応じて決まります。指導教諭に関しましては、あまり人数等は関係なく、校内指導主事のような感じで指導を行える先生なのかどうかによります。

朝日委員 指導教諭は、新規採用の教員のことも指導をするのですか。

教育長 新規採用の方に対しては、拠点校指導教員という専門で教えていただける先生が非常勤でいます。指導教諭については、先生方の授業をよりよくするための教諭で、指導主事のように自分の授業を見せたり、授業を見に行き、アドバイス等を行います。主幹教諭は、管理等の教頭の仕事も教務主任の仕事もできる、教頭と教務主任の間のような先生です。教頭先生の仕事が非常に多くなってしまったため、管理職ではないが管理職の仕事ができるようにするものです。主幹教諭については、配置する条件がありまして、副校

長と教頭や教頭が2名等の配置をしている大規模校には置くことができません。そこまでの規模には達していない学校という条件があります。

*議案第9号 ひたちなか市立学校管理規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で可決されました。

議案第10条 ひたちなか市児童生徒等の就学等に関する規則の一部を改正する規則制定について

学務課長 令和3年第14回教育委員会12月定例会におきまして、令和4年4月から、ひたちなか市立東石川小学校及び外野小学校に係る通学区域を変更することが議決されたことに伴いまして、本規則に規定する通学区域の別図を改正しようとするものです。資料の4ページをご覧ください。別図の新旧対照表になります。今回通学区域を変更する場所としましては、東石川保育園の東側の一部分を東石川小学校から外野小学校に通学区域を変更するものになります。説明は以上です。

【質疑、意見等】

特になし

*議案第10号 ひたちなか市児童生徒等の就学等に関する規則の一部を改正する規則制定については、全員一致で可決されました。

教育長 次の2件は、人事案件のため非公開にしたいと思います。非公開にするときは、討論を行わないでその可否を決定しなければならないとされていますので、非公開とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員が挙手)

教育長 全員賛成ですので非公開とします。

*議案第11号 ひたちなか市文化財調査専門委員の委嘱について、議案第12号 ひたちなか市立の学校の学校医等の委嘱についての2件は、全員一致で可決されました。

教育長 (閉会の宣言)

閉会 16 : 05